

「長時間労働に関する労働基準行政の取組と会社対応の実務」 ～ 労基署の臨検監督・過労死等労災申請に対する会社対応～

新入社員の過労自殺が労災認定されたことを受け、過重労働撲滅特別対策班(通称「かとかく」)が大手広告代理店に強制捜査に入ったことが報道され、にわかに「かとかく」が注目されるようになりましたが、従来から行われていた労働基準監督署の臨検監督も、2016年から月80時間超残業が疑われる全ての事業場約2万事業場を対象とするなど、今までにない規模ですすめられており、そこでの指導あるいは是正勧告には、今までとは異なる厳しい姿勢が見受けられます。本セミナーでは、「かとかく」の取組、労基署の臨検監督、長時間労働を原因とする過労死等労災を中心に、会社対応の実務を解説いたします。

日 時	平成29年3月15日(水)午後4時～午後6時	15分前より受付開始
	平成29年3月16日(木)午後4時～午後6時	15分前より受付開始
場 所	弁護士法人三宅法律事務所 東京事務所 (有楽町電気ビル北館9階)	
募集定員	各回15名程度(申込者多数の場合は、先着順とさせていただきます。)	
参加料	無料	
講 師	弁護士法人 三宅法律事務所 パートナー弁護士 黒田清行	

プログラム

- 1 長時間労働に関する各種規制の概要
 - (1) 長時間労働に関する法規制
 - (2) 労働災害と民事賠償
 - (3) 労働時間管理規制
- 2 2014年以降の長時間労働に関する労働基準行政の取組と会社対応
 - (1) 過労死等防止対策推進法
 - (2) 長時間労働削減推進本部の設置
 - (3) 「かとかく」の設置
 - (4) 労働基準監督署の臨検監督の手法と会社対応(5) 是正報告段階の公表基準
- 3 長時間労働を原因とする過労死等の労災申請に対する会社対応

会場のご案内



弁護士法人三宅法律事務所 会議室

東京都千代田区有楽町1-7-1
有楽町電気ビルディング北館9階

- ・有楽町駅 日比谷口より1分
- ・東京メトロ千代田線・日比谷線・都営三田線
日比谷駅(A3出口)より地下直結

申込のご案内

こちらのURLよりお申込みください。

<https://ssl.alpha-prm.jp/miyakemail.jp/roudou-seminer.html>

お申込みを受け付けましたら、E-mailもしくはFAXにて、後日ご連絡差し上げておりますので必ず返信をご確認ください。

同部課からのお申込みは、2名様程度までとさせていただきますようお願いいたします。

準備の都合上、3月10日(金)までにお申込みいただければ幸いです。

お問い合わせ先 03-5288-1021(代表)(担当:野村・松原・吉野)

お申し込み多数により、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。

企業内弁護士を除く弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、コンサルタント、マスコミの方、学生の方のご参加はご遠慮ください。

ご記入いただく個人情報につきましては、通常連絡・セミナー運営管理のみに利用させていただきます。詳細は、弊事務所ホームページ(<http://www.miyake.gr.jp/>)記載の「プライバシーポリシー」をご確認ください。